

「塩屋漁港広域漁港整備事業に係る環境影響評価準備書」に関する

熊本県知事意見

環境影響評価書（以下、「評価書」という。）の作成及び事業の実施にあたっては、以下の事項に十分配慮する必要がある。

[全般的事項]

(1) 事業実施区域は、多様な生態系などを有する干潟が形成された数少ない自然海岸であるとともに、「熊本県の保護上重要な野生生物リスト - レッドリストくまもと2004 - 」で、保護上重要なハビタットとして掲載されており、海洋生物や鳥類にとっても重要な地域である。

そのため、当該事業の必要性及び当該地を複数の候補地から選定した理由について、評価書においては詳細に記載すること。

[事業計画に関する事項]

(1) 環境保全措置として、「塩性湿地ゾーン」を整備する計画となっているが、塩性湿地形成のためには淡水の導入が最も重要になる。

そのため、「塩性湿地ゾーン」の機能が保持されるよう、淡水の導入及び維持管理方法については、専門家等の意見も聞きながら検討し、その計画を評価書に記載すること。

また、「塩性湿地ゾーン」が生物の生息の場として機能しているか事後調査を実施し、必要に応じて環境保全措置を講じること。

(2) 緩傾斜護岸の構造については、暴風時の崩壊を防ぐ事等だけでなく、景観や親水性を考慮した仕様とすること。

(3) 護岸に使用する捨石や被覆石などの石材及び地盤改良に使用する砂については、その使用量が膨大であることから、専門家等の意見も聞きながら採取地の環境に十分配慮すること。

[大気環境]

大気質・騒音・振動

- (1) 粉じんの予測については、事業実施区域の北側と東側の民家 2 地点に対し、風力階級表と気象データに基づいた定性的な予測とし、「粉じんの影響は極めて小さい」としている。

しかし、工事期間の風配図からすると頻繁ではないが西北西 - 北北西から比較的強い風が吹いているため、重機の稼働により発生する砂埃、覆土によって出現した裸地から風によって発生する砂埃のみではなく、埋立土から風によって発生する砂埃も含めて、南 - 南東側の民家への影響も予測、評価すること。

- (2) 準備書に記載してある騒音発生源データ及び予測式で計算した予測値の妥当性については、説明が不足しており判断ができないため、評価書においては記述を見直すこと。

- (3) 準備書に記載してある振動発生源データ及び予測式で計算した予測値の妥当性については、説明が不足しており判断ができないため、評価書においては記述を見直すこと。

[土壌・その他の環境]

- (1) 重要な地形及び地質については、「工事の実施及び埋立地の存在による潮流変化はほとんどないため、流況の変化による浸食、堆積等による周辺の海岸や干潟への影響は極めて小さいと考えられる。」としているが、「全体的に流速が遅くなる」と予測していること及び埋立地の存在により潮流の変化が考えられることなどから、底質の泥質化やガタ土の堆積などが生じる可能性を否定できない。

このことから、流況の変化による周辺の海岸や干潟への影響を事後調査し、必要に応じて環境保全措置を講じること。

[動物・植物・生態系]

動物

- (1) 海域に生息する動物について、「なぎさ線を含む親水ゾーンの整備及び砂泥質干潟の保全を行うこと」を理由に、生物の生息環境への影響は極めて小さいとしているが、その整備時期や保全方法が明らかでなく、有効性も不明確である。

そのため、「なぎさ線を含む親水ゾーンの整備」や「砂泥質干潟の保全」の目的を達成できるよう、工法や施工時期等を専門家等の意見も聞きながら検討し、その計画や根拠を評価書に記載すること。

また、「なぎさ線を含む親水ゾーンの整備」や「砂泥質干潟の保全」による環境保全措置の効果に係る知見が不十分であり、予測の不確実性の程度が大きいと思われる。

そのため、「なぎさ線を含む親水ゾーン」や「砂泥質干潟」について、移殖をする3種を含めたすべての種を対象に、工事中も含めて事後調査を行い、必要に応じて環境保全措置を講じること。